

小田原・あおいホームケアサービス重要事項説明書
(居宅介護支援事業)

1 事業所の概要

事業所名	小田原・あおいホームケアサービス
所在地	神奈川県小田原市曾比字前河原1350番地
事業者指定番号	神奈川県 1472303773 号
居宅介護管理者・連絡先	上西 啓子 ・ 0465-39-1770
事業内容	居宅介護支援・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

2 居宅介護支援事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務管理・相談	1名
介護支援専門員	ケアプラン作成	6名（常勤 4名、非常勤 2名）
事務担当職員	受付	名（常勤 名、非常勤 名）

3 サービス提供地域

小田原市、大井町、南足柄市、開成町、山北町、松田町、湯河原町、真鶴町

4 サービス提供時間

営業日 月曜日から金曜日

国民の休日・年末年始(12/31～1/3)は休業とさせていただきます。

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

※緊急時は輪番制にて携帯電話への転送を行い24時間連絡できる体制をとっています。

5 サービスの内容

- (1) 事業者(居宅介護支援事業者)は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。

- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、特段の理由がない限り少なくとも月1回以上居宅を訪問し、モニタリングし利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (7) 利用者又は家族は、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう担当ケアマネージャーに求めることができます。またこれを位置づけた理由の説明を求めることができます。

6 担当の介護支援専門員等

担当する介護支援専門員は次の者です。サービスについてお気軽にご相談下さい。

介護支援専門員 氏名: _____ 連絡先(電話): 39-1770

7 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の介護支援専門員にご相談ください。

8 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

10 守秘義務

個人情報の取り扱いについては、居宅介護支援のサービス提供にあたって同意を得た利用目的の範囲で適切に使用します。

同意または依頼のない限り個人情報を第三者に提供することはいたしません。

11 衛生管理

感染症予防及び蔓延防止のため研修や訓練等必要な措置を講じます。

12 虐待防止について

虐待の防止のため必要な措置を講じ、委員会や研修を定期的 to開催します。

13 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害時における、早期の事業再開を図るための事業継続計画を策定します。

14 身体拘束の原則禁止について

身体拘束の適正化として原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。
ただし利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ず身体を拘束する場合には必要な記録を行います。

15 ハラスメントの防止について

事業所は職場におけるハラスメントの防止に取り組み職員が働きやすい環境づくりを目指します。また利用者が当事業所の職員に行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷・ハラスメント等の迷惑行為には必要な措置を講じます。

16 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

電話番号	0465-39-1770
fax番号	0465-39-0116
相談員(責任者)	上西 啓子
対応時間	8:30～17:30

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

小田原市高齢介護課 介護給付係	所在地	小田原市荻窪300
	電話番号	0465-33-1827
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15
神奈川県国民健康保険団 体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:15

17 当社の概要

名称・法人種別	医療法人社団葵会
代表者名	新谷 幸義
本社所在地・電話	神奈川県小田原市曾比字前河原1350番地 ・ 0465-39-0115
事業の概要	介護老人保健施設 180名 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 60名 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 20名

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 事業所名 小田原・あおいホームケアサービス

説明者

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 氏 名 _____

代筆 (続柄)

代理人又は立会人

氏 名 _____